

会長・副会長の選任及び各部会長の指名について

- 本協議会設置要綱第5条第2項の規定では、「会長及び副会長は、委員の互選により選任する」とされている。
- また、本協議会設置要綱第9条第3項の規定では、「部会長は会長が指名する」とされている。
- 令和2年12月1日付けの協議会委員改選に伴う会長・副会長の選任及び各部会長の指名について、事務局より提案したい。

<事務局案>

役職名	氏名	区分	備考
会長	廣澤信作 委員	再任	一般社団法人埼玉県医師会 副会長
副会長	別所正美 委員	新任	学校法人埼玉医科大学 学長
救急医療部会長	原澤 茂 委員	再任	埼玉県病院団体協議会代表者会議 役員 (一般社団法人日本病院会埼玉県支部 支部長)
周産期医療部会長	高橋茂雄 委員	再任	一般社団法人埼玉県医師会 母子保健委員会 委員長
在宅医療部会長	廣澤信作 委員	再任	一般社団法人埼玉県医師会 副会長

(理由)

会長及び各部会長は再任とし、副会長にはこれまでも学校法人埼玉医科大学から推薦された委員を選任しているため